

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和8年熊本地震にかかる災害救助法の適用について

このたびの災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

適用地域		適用日
熊本県	・熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市 ・下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町	7月28日

<内閣府政策統括官（防災担当）公表：令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について>

2. お取扱い

(1) 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2027年1月31日まで延長いたします。

(2) 保険金・給付金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(3) 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(上記の(1)、(2)につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。)

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>※電話は無料です。携帯電話からでもご利用いただけます。

電話：0120-321-106

受付時間：月～金 9時～18時 土・日・祝日 9時～17時（年末年始を除く）

以 上